

## 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費

34百万円（23百万円）

地球環境局総務課研究調査室

### 1. 事業の必要性・概要

京都議定書第二約束期間から、湿地に関する活動による温室効果ガス吸排出量の報告が精緻化される予定である。現在気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の下で湿地ガイドライン等が作成されているところであり、今年10月のIPCC総会にて承認予定となっている。国際的に吸収源についてもより広範囲にわたって計上、報告する方向性であることを受け、我が国としてもポテンシャルの評価を行う必要がある。

更に、途上国における森林減少・劣化の回避等による排出の削減（REDD+）についても課題を整理し、我が国の方針を検討していく必要がある。2020年以降の、多くの途上国の参加を得た枠組みの構築に当たっては、吸収源の活用が重要な要素となることが予想される。

上記を踏まえ、今後の我が国や世界の地球温暖化対策における吸収源分野の役割について検討する必要がある。

なお、これまで実施していた吸収源分野のインベントリ作成、算定方法の改善・検討や、国際交渉における吸収源分野の整理も引き続き実施していく。

### 2. 事業計画（業務内容）

- ① 吸収源分野の我が国のインベントリの作成・評価、算定方法の検討・改善等
- ② 国際交渉に向けた我が国及び全世界の吸収源分野の状況の整理、検討
- ③ 湿地等、新しい吸収源に関する活動データの収集、ポテンシャルの評価等
- ④ REDD+等についての課題整理とその解決策の検討
- ⑤ 適応策としての吸収源対策の役割の検討

### 3. 施策の効果

京都議定書第一約束期間及び第二約束期間における森林等の吸収源の目標値が適切に報告されるとともに、2020年以降における我が国の地球温暖化対策における吸収源の位置付けについて、国内対策のみならず REDD+活動を含め方向性が整理される。

| ～2012  | 2013 | 2014 | 2015                          | 2016～2020                      | 2020以降 |
|--|------|------|-------------------------------|--------------------------------|--------|
| <p><b>1・インベントリの作成、評価・国際交渉に向けた状況の整理、検討</b></p>  |      |      |                               |                                |        |
| <p>(1) 吸収源分野のインベントリ作成・評価、算定方法の改善</p>   |      |      | <p>→ 対基準年比3.8%削減目標の確保</p>     |                                |        |
| <p>(2) 隔年報告書の作成と審査対応</p>   |      |      |                               |                                |        |
| <p>(3) 京都議定書第二約束期間の計上ルールに関する国際交渉の対応</p>  |      |      | <p>↓</p>                      |                                |        |
| <p>(4) 新IPCCガイドラインの分析と我が国における対応の検討<br/>                 ・湿地ガイドライン<br/>                 ・京都議定書補足ガイドライン</p>  |      |      |                               |                                |        |
| <p>我が国の状況を適切に反映した、国際的な評価に資する報告と審査対応<br/>                 ・インベントリ: 毎年報告(第1回提出: 2015年4月予定)<br/>                 ・隔年報告書: 2年に1度報告(第1回提出: 2013年末予定)</p> |      |      |                               |                                |        |
| <p>(5) 多様な吸収源についてのポテンシャル評価・技術的課題の整理</p>  |      |      | <p>次期枠組み<br/>み合意</p>          | <p>→ 次期枠組みにおける吸収源対策についての検討</p> |        |
| <p>(6) 2020年以降の国際ルール作成への我が国提案の検討</p>   |      |      |                               | <p>→ 我が国の知見の反映クレジット化の検討</p>    |        |
| <p>(9) REDD+の完全実施段階における資金メカニズム及び技術的課題の検討</p>   |      |      | <p>→</p>                      |                                |        |
| <p><b>2・適応策としての吸収源の役割の検討</b> ※H26年度末を目途に適応計画を策定</p>  |      |      |                               |                                |        |
| <p>(1)(2) 適応策に関する知見の収集・検討等</p>   |      |      | <p>→ 適応計画への反映と定期的なフォローアップ</p> |                                |        |

我が国の気候変動対策における吸収源対策の戦略決定・事業の実施

# 京都議定書第二約束期間ルールにおける吸収源（我が国の場合）

## 京都議定書における吸収源の位置づけ

### 【京都議定書3条3項】(義務)

#### 【新規植林】

過去50年間森林が  
なかった土地に植林

#### 【再植林】

90年以降に森林では  
なかった土地に植林

#### 【森林減少】

森林を他の土地利用に転換

### 【京都議定書3条4項】以下の5項目

我が国が第一約束期間において選択



## 森林経営(義務)

育成林については、森林を適切な状態に保つために、1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈り、除伐等)、間伐、主伐)。天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置



## 植生回復(義務)

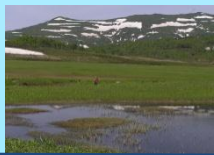
1990年以降に行われる開発地における公園緑地や公共緑地、又は行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動



## 農地管理(選択制)



## 放牧地管理(選択制)



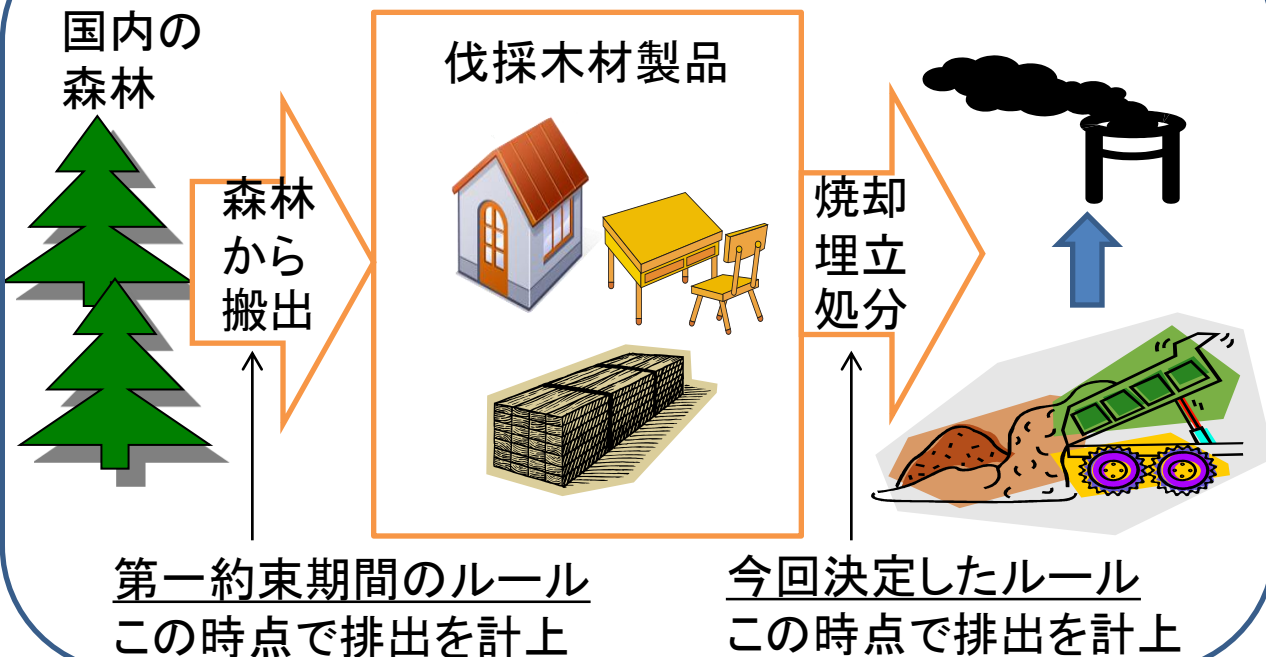
## 湿地の排水と再湛水(選択制)

# 国際交渉(COP)における結果と成果(森林吸収源関係)

一連の合意の中で、概ね我が国の主張が受け入れられる結果  
(我が国の持続可能な森林経営に向けた取組が評価)

- 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の算定は、我が国の持続的な森林経営の努力を踏まえ、実質現行の方式と同じく、対象とする森林が吸収した炭素量をすべてカウントできるルールが特例的に認められた
- 森林吸収量の算入上限値は、各国一律3.5% (1990年比)とされた。
- 伐採された国産の木材中の炭素については、木材製品が廃棄された時点で排出量を計上(下図)  
(HWP : Harvested Wood Products = 伐採木材製品) (→木材利用のインセンティブ)
- 2013年以降の隔年報告書の項目として吸収源が位置づけられた(日本も報告義務)

## 伐採木材製品(HWP)



## その他の議論

- ・山火事等の大規模災害による排出(自然攪乱)の計上除外
- ・湿地の計上(IPCCが追加的ガイドラインを作成中)
- ・その他

# REDD+の概要

## 1. REDD+とは

- 途上国における森林減少・劣化からの排出抑制（Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countries）の略称。森林炭素ストックの維持・保全、持続可能な森林経営も含めた途上国の森林分野の緩和策として、REDD+と称されている。
- 基本的なアイデアは、過去の森林減少の推移を参考に将来の排出参照レベル（≒ベースライン）を設定し、これからの排出削減量に対して資金等のインセンティブを付与するもの。
- インセンティブとして、①基金、②市場メカニズムの利用を検討中。これらを用いて、段階的に体制整備を進め、森林分野の排出削減を継続的に実施できる仕組みの構築を目指す。

## 2. REDD+の仕組み

